

「障害のためにいやな思いや悲しい思いをした体験」と、

「障害のある人への気くばりとして良いと思った体験」を募集します

来年4月から、障害者差別解消法という新しい法律が始まります。

この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指していますが、そのためには、「どんなことが障害を理由とする差別になるのか」ということ、また「障害のある人にとってどんな気くばりが必要なのか」ということを、多くの人が理解することが必要です。

そのためこのたび旭川市では、差別を解消するために望ましいことをみんなで考えていくための検討資料とするため、「障害のためにいやな思いや悲しい思いをしたこと」と、「障害のある人への気くばりとして良いと思ったこと」について、具体的な体験談を広く募集することとしました。

お寄せいただいた体験談は、障害のある人への市民の理解を広め、障害を理由とした差別の解消を進めていくための事例集として使用しますので、皆様がこれまでに体験したことや、見かけたことや聞いたことなどの具体的な内容をお寄せください。ご協力をお願いいたします。

平成27年11月

旭川市長 西川将人

1 募集する内容

(1) 障害があることで、差別を受けたと思ったこと、いやな思いや悲しい思いをしたこと、またはそれらを見かけた、聞いたなどの体験談について、教えてください。

その体験に関して、「こうしてほしかった」と思ったことがあれば、その内容も教えてください。

(2) 障害のある人への気くばりとして良いと思ったこと、気くばりがあって助かったこと、またはそのような気くばりを見かけたなどの体験談や、あったら良いと思う気くばりについて、教えてください。

※両方に応募することも、いずれか一方に応募することもできます。

2 募集期間

平成27年12月29日（火曜日）まで

3 応募方法

応募用紙に書いてから、次の宛先まで、持ってきてもらうか、郵送、FAXまたはEメールで送ってください。また、電子申請で直接応募することもできます。

ゆうそうさき 郵送先 〒070-8525 あさひかわし 旭川市7条通10丁目 あさひかわしだいにちようしゃ 旭川市第二庁舎1階
あさひかわしふくしほけんぶしょうがいふくしかししょうがいじぎょうがかり
旭川市福祉保険部障害福祉課障害事業係

ふあつくす FAX (0166) 24-7007

Eメール syougaifukusi@city.asahikawa.hokkaido.jp

そうごうちようしゃ だいになちようしゃ だいさんちようしゃ かくししよ とうぶ しみん こえうけ
総合庁舎, 第二庁舎, 第三庁舎, 各支所, 東部まちづくりセンターの「市民の声受
つけばこ」や, しょうがいしゃふくしセンターの「みんなの声投書箱」に入れることもできます。

おうぼうしりょうのダウンロードと電子申請は, しょうがいふくしか障害福祉課のホームページからできます。
アドレス : <http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/syougaifukusi/>

4 応募する際に注意すること

- (1) 体験談は, どこでどんな場面だったのかが分かるように, なるべく具体的に書いてください。ただし, 差別をした人が特定されるような住所, 氏名などは書かないようにしてください。
- (2) 障害者差別解消法における「差別」の範囲は次のとおりですが, これに限られず, ご自分の考えで「障害を理由とする差別」と感じ, いやな思いや悲しい思いをしたことを書いてください。

(内閣府が作成したパンフレットより)

しょうがいしゃさべつつかいしょうほう ふうとう さべつてきとりあつか ふうとう さべつてきはいりよ
障害者差別解消法では, 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が, 差別になります。

「不当な差別的取扱い」

「障害がある」という理由だけで, スポーツクラブに入れないこと, アパートを貸してもらえないこと, 車いすだからといってお店に入れないことなどは, 障害のない人と違う扱いを受けているので, 「不当な差別的取扱い」であると考えられます。

ただし, 他に方法がない場合などは, 「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。

「合理的配慮をしないこと」

聴覚障害のある人に声だけで話す, 視覚障害のある人に書類を渡すだけで読みあげない, 知的障害のある人にわかりやすく説明しないことは,

障害のない人にはきちんと情報を伝えているのに, 障害のある人には情報を伝えないことになります。

障害のある人が困っている時にその人の障害に合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて, それを相手にしてもらおうことを合理的配慮といいます。

障害者差別解消法では, 役所や会社・お店などが, 障害のある人に「合理的配慮をしないこと」も差別となります。

お問い合わせ先

旭川市福祉保険部障害福祉課障害事業係

電話 (0166) 25-6476

